

資料編

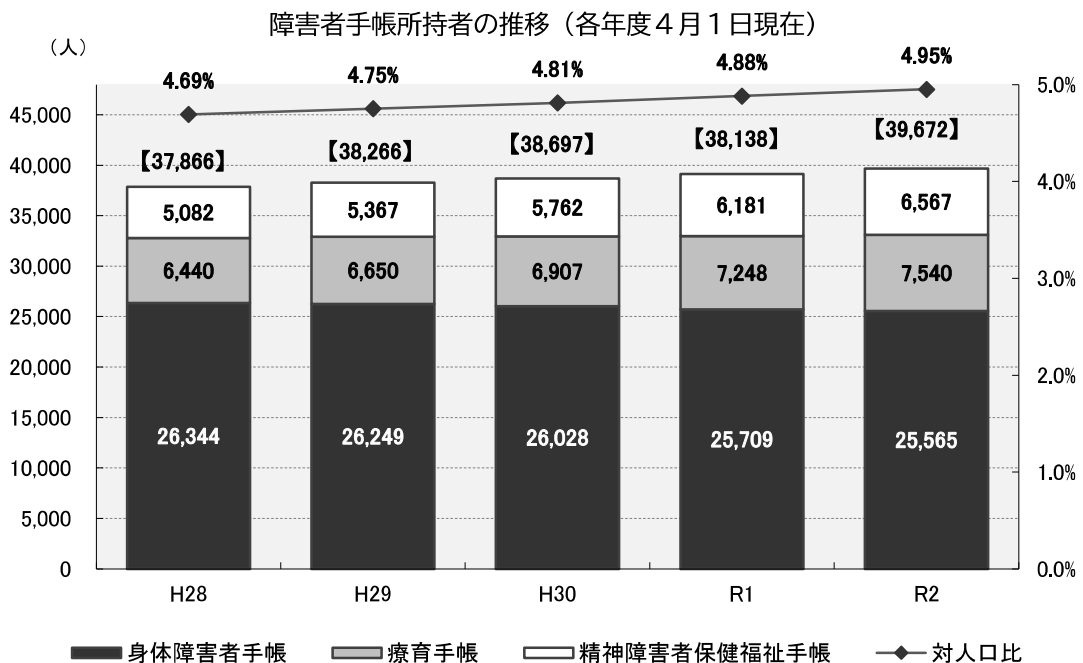


1 障がいのある人の状況

この計画では「障がいのある人」を身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人や難病患者としています。発達障がいや高次脳機能障がい等、精神障がいに含まれるものの障害者手帳を所持していない人や難病患者の実数の把握は困難であるため、ここでは目安として、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3区分の手帳所持者数による基本的な統計数値を掲載します。

浜松市の人口は減少傾向にありますが、手帳所持者数は増加傾向にあります。重複して所持している人もいるため単純な合計数にはならないものの、浜松市民のおよそ5.0%が手帳を所持していることとなります。

資料編



(単位：人)

	H28	H29	H30	R1	R2	5か年比 (H28→R2)
(A)手帳所持者	37,866	38,266	38,697	39,138	39,672	104.77%
身体障害者手帳	26,344	26,249	26,028	25,709	25,565	97.04%
療育手帳	6,440	6,650	6,907	7,248	7,540	117.08%
精神障害者保健福祉手帳	5,082	5,367	5,762	6,181	6,567	129.22%
(B)浜松市人口	807,898	806,407	804,989	802,728	800,870	99.13%
(A/B)対人口比	4.69%	4.75%	4.81%	4.88%	4.95%	

(1) 身体障がい

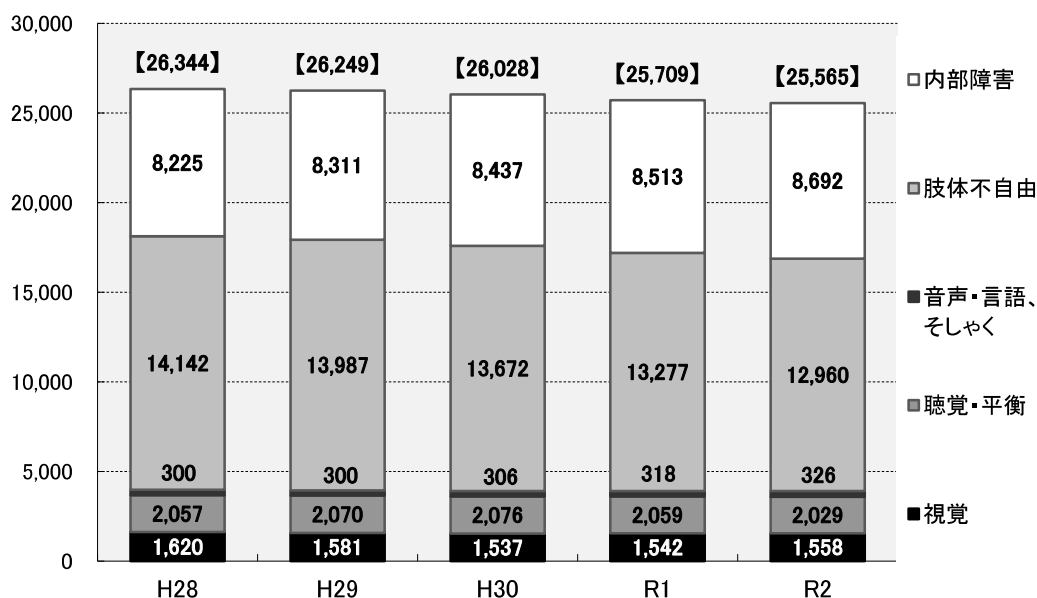
身体障害者手帳所持者は、減少傾向にあり、令和2（2020）年現在 25,565 人となっています。

手帳所持者を障がい別にみると「内部障がい」が年々増加傾向にあります。また、年齢区分別にみると手帳所持者のうち 65 歳以上の占める割合はおよそ 72.0%（令和2（2020）年値）となっています。

高齢化の進展に伴い、今後も 65 歳以上の手帳所持者の割合が増加していくことが予測されます。

① 障がい別身体障害者手帳所持者の推移

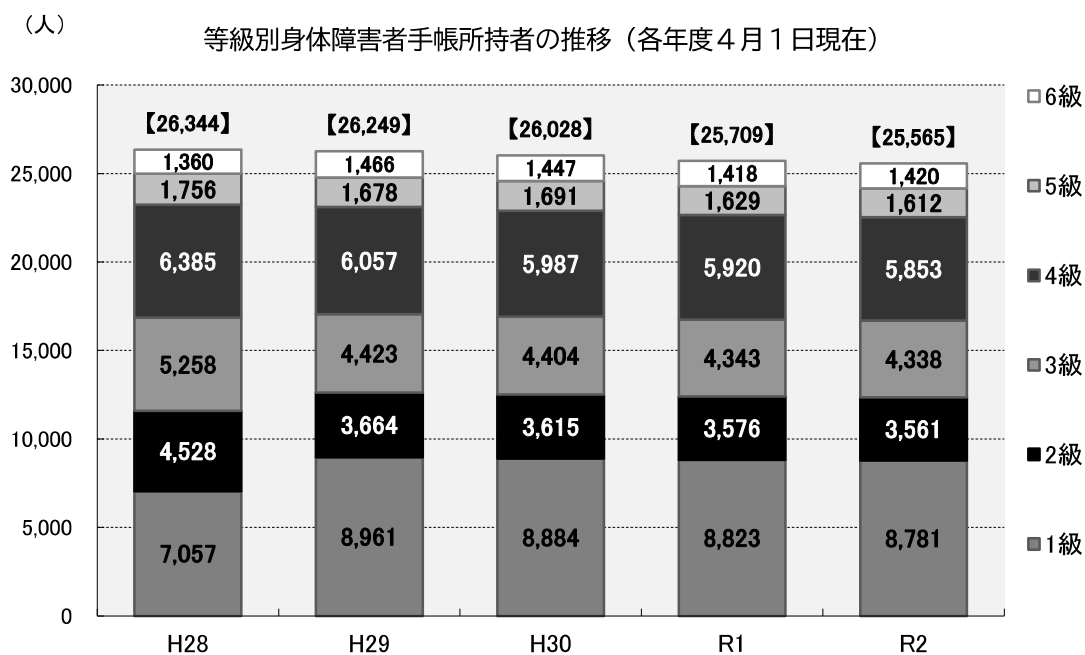
(人) 障がい別身体障害者手帳所持者の推移（各年度4月1日現在）



(単位：人)

障がい別	H28	H29	H30	R1	R2
手帳所持者	26,344	26,249	26,028	25,709	25,565
視覚	1,620	1,581	1,537	1,542	1,558
聴覚・平衡	2,057	2,070	2,076	2,059	2,029
音声・言語、そしゃく	300	300	306	318	326
肢体不自由	14,142	13,987	13,672	13,277	12,960
内部障害	8,225	8,311	8,437	8,513	8,692
対人口比	3.26%	3.26%	3.23%	3.20%	3.19%

② 等級別身体障害者手帳所持者の推移



(単位：人)

等級別	H28	H29	H30	R1	R2
1級	7,057	8,961	8,884	8,823	8,781
2級	4,528	3,664	3,615	3,576	3,561
3級	5,258	4,423	4,404	4,343	4,338
4級	6,385	6,057	5,987	5,920	5,853
5級	1,756	1,678	1,691	1,629	1,612
6級	1,360	1,466	1,447	1,418	1,420
計	26,344	26,249	26,028	25,709	25,565

※平成28年度までは二つ以上の障がいがある場合は、主たる障害等級により集計。

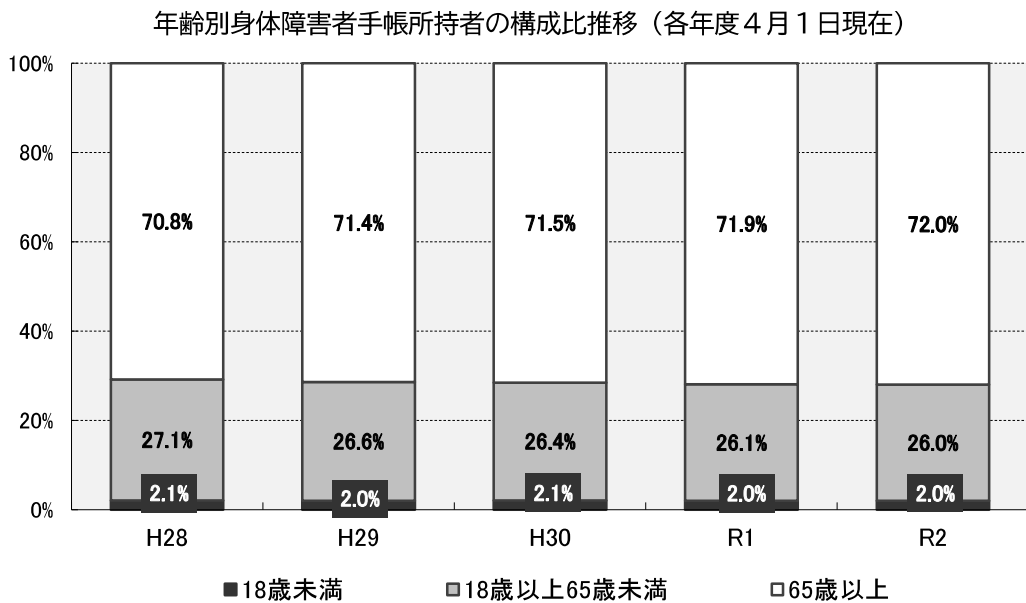
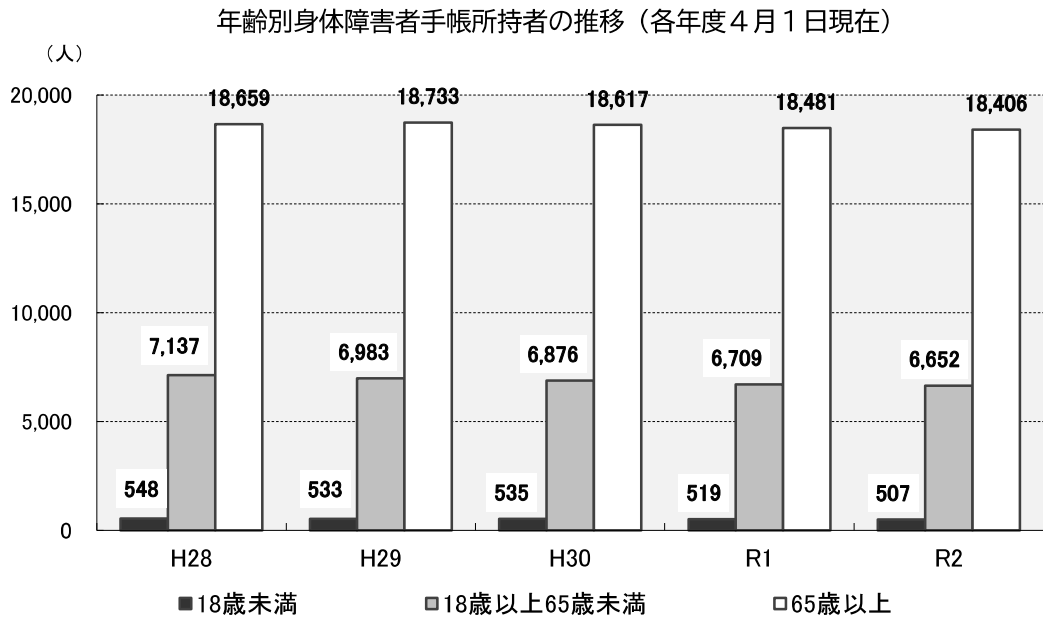
平成29年度からは総合等級により集計。

総合等級とは…

同一の等級について二つの重複する障がいがある場合は、一級上の級とする。

異なる等級について二つ以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。

③ 年齢別身体障害者手帳所持者の推移



年齢別	H28	H29	H30	R1	R2
18歳未満	548	533	535	519	507
18歳以上65歳未満	7,137	6,983	6,876	6,709	6,652
65歳以上	18,659	18,733	18,617	18,481	18,406
計	26,344	26,249	26,028	25,709	25,565

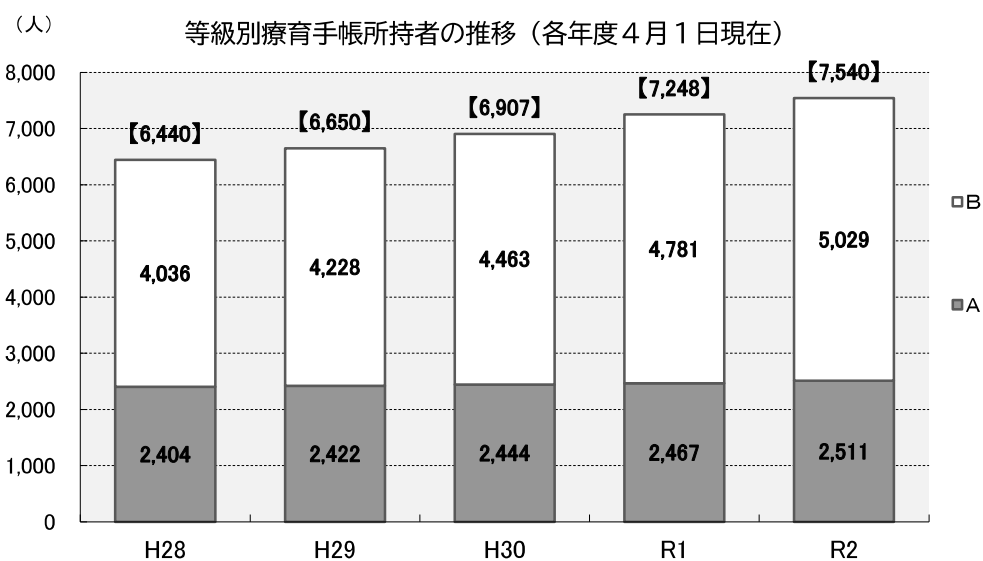
(2) 知的障がい

療育手帳所持者は、平成 28 (2016) 年から令和 2 (2020) 年までの 4 年間でおよそ 17.1%増加しています。

手帳所持者を等級別にみると、B (中軽度) の増加率が高くなっています。

知的障がいは発達期以降に新たに生じるものではないことから、知的障がいや発達障がいが社会的に認識されてきたことと、障がいの早期発見体制の整備により、知的障がいの判定を受ける機会が増えてきたこと等が要因として考えられます。

① 等級別療育手帳所持者の推移

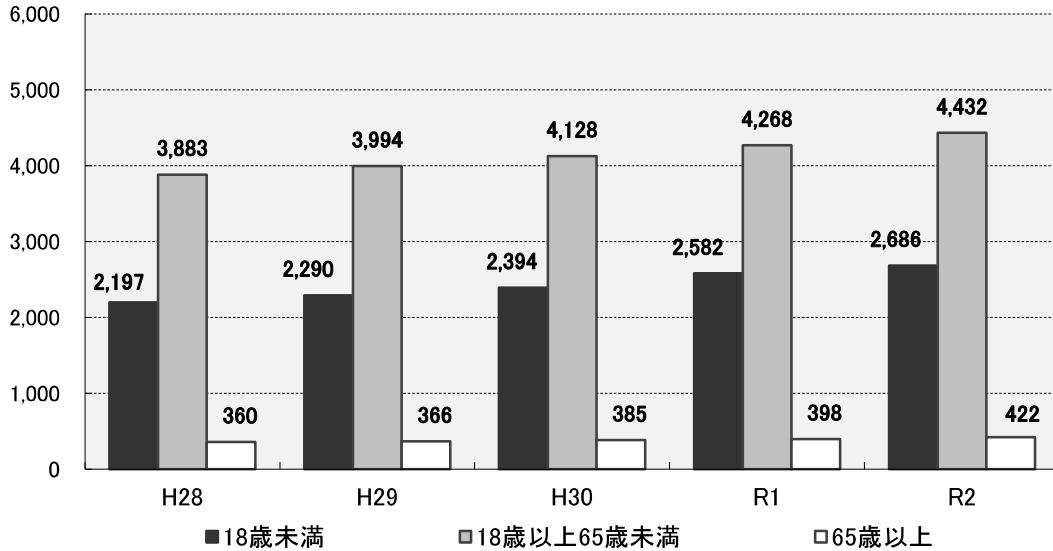


(単位：人)

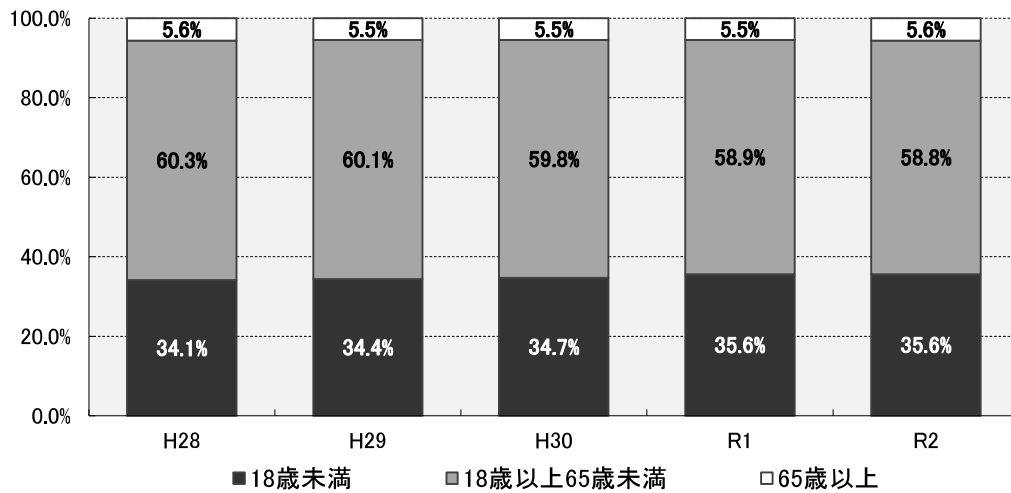
等級別	H28	H29	H30	R1	R2
手帳所持者	6,440	6,650	6,907	7,248	7,540
A (重度)	2,404	2,422	2,444	2,467	2,511
B (中軽度)	4,036	4,228	4,463	4,781	5,029
対人口比	0.80%	0.82%	0.86%	0.90%	0.94%

② 年齢別療育手帳所持者の推移

(人) 年齢別療育手帳所持者の推移 (各年度4月1日現在)



年齢別療育手帳所持者の構成比推移 (各年度4月1日現在)



(単位：人)

年齢別	H28	H29	H30	R1	R2
18歳未満	2,197	2,290	2,394	2,582	2,686
18歳以上65歳未満	3,883	3,994	4,128	4,268	4,432
65歳以上	360	366	385	398	422
計	6,440	6,650	6,907	7,248	7,540

(3) 精神障がい

精神障がいのある人のうち、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、令和2（2020）年4月1日現在 6,567 人であり、自立支援医療（精神通院）受給者は 12,592 人です。自立支援医療（精神通院）は、手帳を所持していなくても受給できるため、現状を示す有効な指標となります。

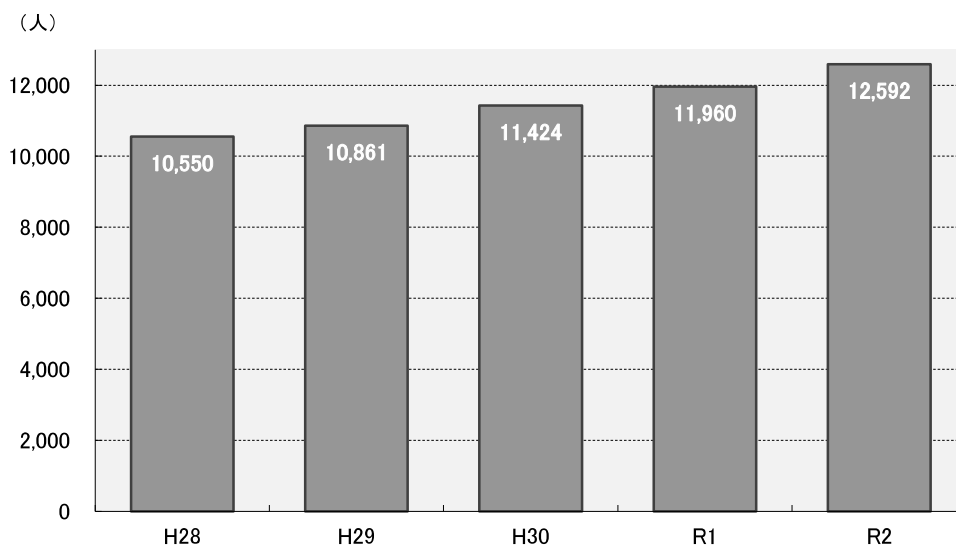
自立支援医療受給者は、平成 28（2016）年から令和 2（2020）年までの 4 年間でおよそ 19.4%増加しています。うつ病等の気分障がいや急性ストレス反応、適応障がい等のある人が増えており、これは生活不安等の社会的ストレスの増大が要因の一つと考えられます。

手帳所持者は、平成 28（2016）年から令和 2（2020）年までの 4 年間でおよそ 1,500 人増加しています。受給者及び手帳所持者ともに、統合失調症関連及びうつ病等の気分障がいの人が多数を占めています。

また、精神障がいには高次脳機能障がいや認知症等も含まれます。高次脳機能障がいは、交通事故や脳卒中等で脳が損傷され、記憶力の低下等、脳の認知機能に障がいが起こる状態をいい、認知症と同じく、精神障害者保健福祉手帳の交付対象であり、手帳所持による福祉制度やサービスを利用できます。

① 自立支援医療（精神通院）受給者の推移

自立支援医療（精神通院）受給者の推移（各年度4月1日現在）

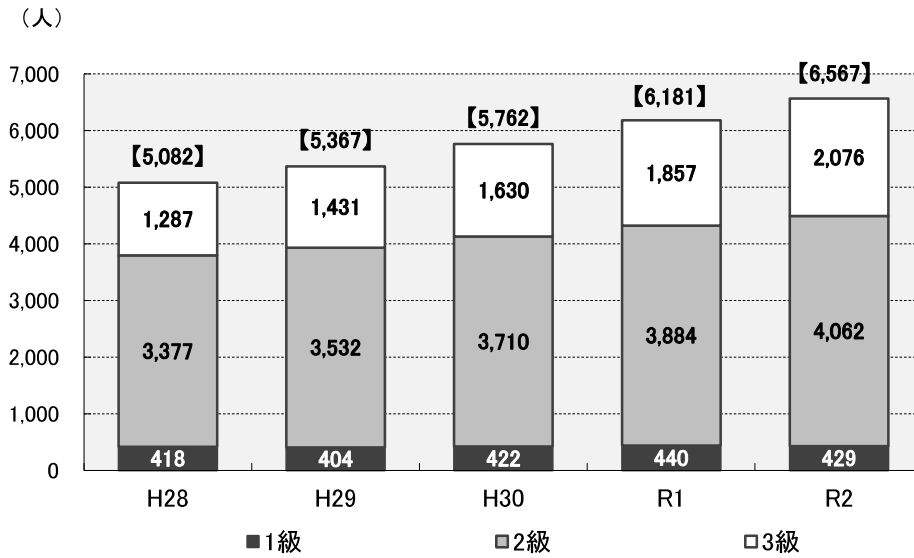


(単位：人)

自立支援医療	H28	H29	H30	R1	R2
受給者数	10,550	10,861	11,424	11,960	12,592
対人口比	1.31%	1.35%	1.42%	1.49%	1.57%

② 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

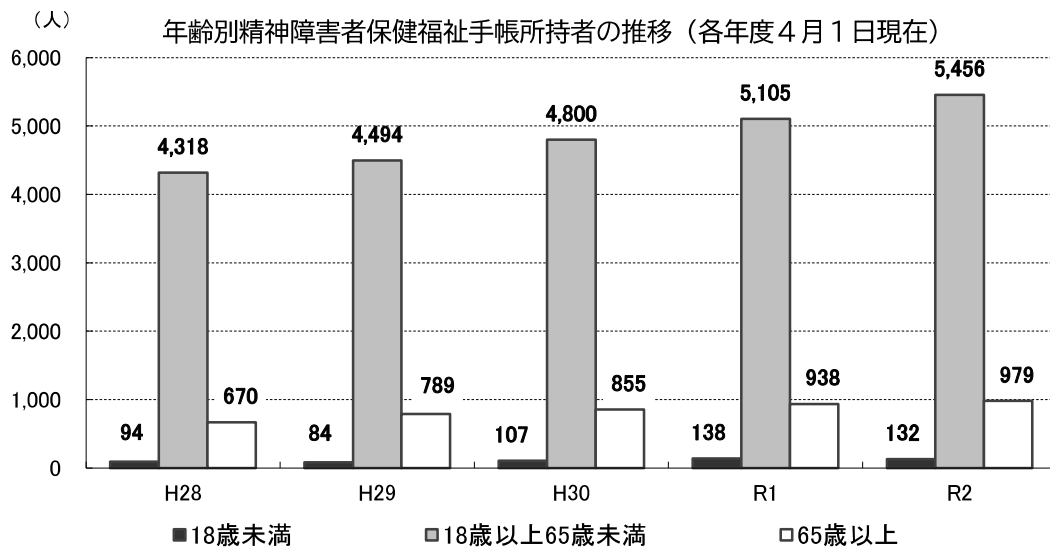
等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年度4月1日現在）



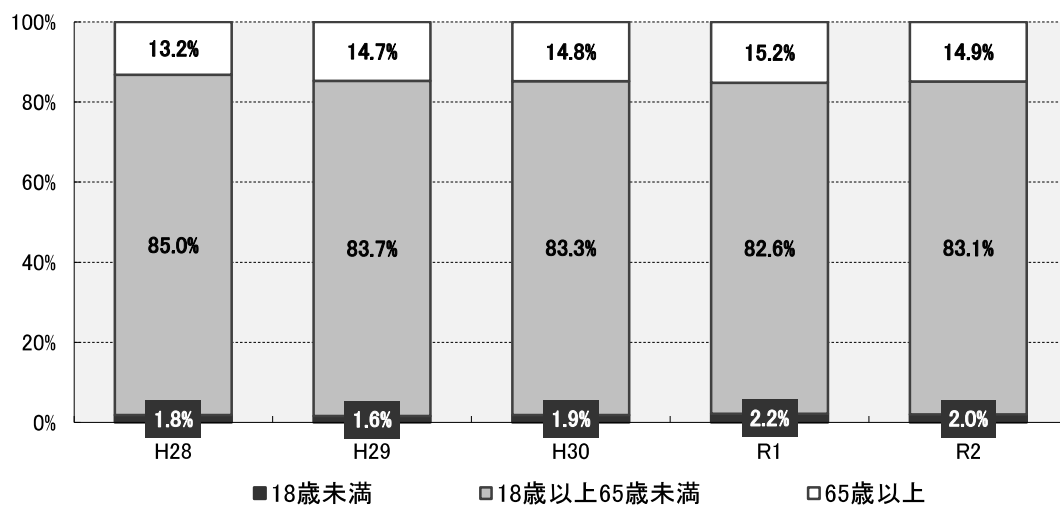
(単位：人)

等級別	H28	H29	H30	R1	R2
手帳所持者	5,082	5,367	5,762	6,181	6,567
1級	418	404	422	440	429
2級	3,377	3,532	3,710	3,884	4,062
3級	1,287	1,431	1,630	1,857	2,076
対人口比	0.63%	0.67%	0.72%	0.77%	0.82%

③ 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者の構成比推移（各年度4月1日現在）



（単位：人）

年齢別	H28	H29	H30	R1	R2
18歳未満	94	84	107	138	132
18歳以上65歳未満	4,318	4,494	4,800	5,105	5,456
65歳以上	670	789	855	938	979
計	5,082	5,367	5,762	6,181	6,567

(4) 発達障がい

発達障害者支援法では、発達障がいは、自閉症²、アスペルガー症候群³その他の広汎性発達障がい、学習障がい⁴、注意欠陥多動性障がい⁵その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。

(5) 難病

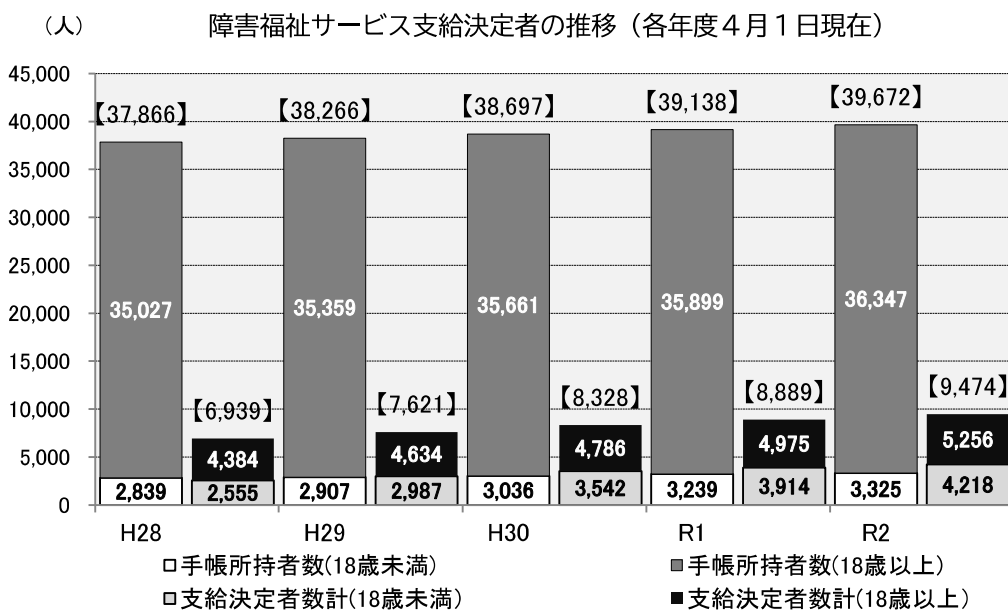
障害福祉サービスは、厚生労働省が指定する疾患(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするもの)の患者も対象としており、令和元年7月より361疾患が対象となっています。

-
- 2 自閉症：対人関係の困難さ、言葉の発達障がい、物事への興味や関心が狭く、特定のものにこだわることを特徴とする障がい。
 - 3 アスペルガー症候群：知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち、言葉の発達の遅れを伴わないもの。
 - 4 学習障がい：全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む等の習得に困難を示す障がい。
 - 5 注意欠陥多動性障がい：年齢に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする障がい。

2 障害福祉サービス支給決定者の状況

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用にかかる支給決定者は増加傾向にあり、平成28(2016)年から令和2(2020)年までの4年間でおよそ36.5%増加しています。

また、障害者手帳所持者数の増加率を上回って支給決定者が増えています。手帳を所持していなくてもサービスを利用できるためおおよその目安ですが、手帳所持者のおよそ4人に1人が支給決定を受けていることとなります。



支給決定者数	H28	H29	H30	R1	R2	5か年比 (H28→R2)
障害福祉サービス(18歳以上)	4,384	4,634	4,786	4,975	5,256	119.9%
障害福祉サービス及び障害児通所支援(18歳未満)	2,555	2,987	3,542	3,914	4,218	165.1%
障害福祉サービス(18歳未満)	362	362	380	385	391	108.0%
障害児通所支援	2,193	2,625	3,162	3,529	3,827	174.5%
計	6,939	7,621	8,328	8,889	9,474	136.5%

手帳所持者数	H28	H29	H30	R1	R2	5か年比 (H28→R2)
18歳以上	35,027	35,359	35,661	35,899	36,347	103.8%
18歳未満	2,839	2,907	3,036	3,239	3,325	117.1%
計	37,866	38,266	38,697	39,138	39,672	104.8%

3 施設・事業所等の状況

施設・事業所等		令和2年度		
		施設数	在籍者数	
発達支援広場（乳幼児期）		10	—	
学 齢 期	小学校	96（分校1）		
	発達支援学級設置校	67	1,354	
	知的障害学級設置校	58	792	
	自閉症・情緒障害学級設置校	42	547	
	難聴学級設置校	2	4	
	病弱学級設置校	1	1	
	肢体不自由学級設置校	3	10	
	中学校	48（分校1）		
	発達支援学級設置校	41	556	
	知的障害学級設置校	39	384	
	自閉症・情緒障害学級設置校	27	167	
	難聴学級設置校	1	2	
	病弱学級設置校	0	0	
	肢体不自由学級設置校	3	3	
	特 別 支 援 学 校	浜松特別支援学校（知的障害・肢体不自由）	1	387
		浜松特別支援学校城北分校	1	53
		浜松視覚特別支援学校（視覚障害）	1	35
		浜松聴覚特別支援学校（聴覚障害）	1	38
		浜北特別支援学校（知的障害・肢体不自由）	1	384
浜名特別支援学校（知的障害・肢体不自由）		1	127	
西部特別支援学校（肢体不自由）		1	142	
天竜特別支援学校（病弱）		1	90	
朝霧分校（知的障害）				
施設・事業所等		令和2年度		
		施設数	定員数	
障 が い 児 支 援	児童発達支援	37	552	
	居宅訪問型児童発達支援	1	—	
	放課後等デイサービス	87	925	
	保育所等訪問支援	7	—	
	障害児相談支援	24	—	
	福祉型障害児入所支援	2	50	
	医療型障害児入所支援	2	260	

施設・事業所等		令和2年度		
		施設数	定員数	
成人 期	日中活動系	生活介護	59	1,824
		自立訓練（機能訓練）	3	131
		自立訓練（生活訓練）	9	92
		就労移行支援	28	373
		就労継続支援（A型）	27	514
		就労継続支援（B型）	60	1,198
		日中一時支援	56	—
	地域活動支援センター	7	—	
	居住系	共同生活援助（グループホーム）	34	514
		施設入所支援	17	890
		宿泊型自立訓練	2	38
		救護施設	4	320
	在宅支援	居宅介護（ホームヘルプ）	72	—
重度訪問介護		54	—	
行動援護		4	—	
同行援護		18	—	
短期入所（ショートステイ）		46	—	
移動支援		53	—	
相談支援	浜松市委託相談支援事業所	5	—	
	指定一般相談支援（地域移行支援）	14	—	
	指定一般相談支援（地域定着支援）	12	—	
	指定特定相談支援	38	—	

- ※ 発達支援学級は各年5月1日現在の状況です。その他は各年4月1日現在の状況です。
- ※ 浜名特別支援学校は市外の学校ですが、浜松市も校区となるため掲載しています。
- ※ 施設入所支援は、障害児入所施設による指定を除きます。
- ※ 救護施設は要保護者を対象とした生活保護法に基づく保護施設ですが、実態として多くの障がいのある人が入所しているため掲載しています。
- ※ 施設数は、各年度4月1日時点において、市が指定してる数を掲載しており、休止している数は除いています。

4 策定経過

実施時期	事項	主な内容等
令和元年 12月	浜松市の福祉に関するアンケート調査	・実施期間 12/6～12/23 ・障がい児者 2,500 人を対象に実施
令和2年 6月30日	第1回浜松市障害者施策推進協議会	・福祉に関するアンケート調査報告 ・障害福祉計画基本指針
8月11日	第1回浜松市障害者自立支援協議会 当事者部会	・福祉に関するアンケート調査報告 ・障害福祉計画基本指針
8月12日	第1回浜松市精神保健福祉審議会	・福祉に関するアンケート調査報告 ・障害福祉計画基本指針
9月2日	第2回浜松市障害者施策推進協議会	・障がい福祉実施計画進捗報告 ・障がい福祉実施計画素案
9月8日	第1回浜松市障害者自立支援協議会 市全体会	・障がい福祉実施計画進捗報告 ・障害福祉計画基本指針 ・障がい福祉実施計画素案
10月9日	第2回浜松市障害者自立支援協議会 当事者部会	・障がい福祉実施計画素案
10月15日	第2回浜松市精神保健福祉審議会	・障がい福祉実施計画素案
10月22日	第3回浜松市障害者施策推進協議会	・障がい福祉実施計画案
令和2年 11月	パブリック・コメント実施	
1月15日	第3回浜松市障がい者自立支援協議会 当事者部会	・障がい福祉実施計画修正案
1月18日	第2回浜松市障害者自立支援協議会 市全体会	・障がい福祉実施計画修正案
1月18日	第3回浜松市精神保健福祉審議会	・障がい福祉実施計画修正案
1月29日	第4回浜松市障害者施策推進協議会	・障がい福祉実施計画修正案
令和3年 4月1日	計画施行	

※浜松市障害者施策推進協議会の会議録は、市ホームページで閲覧できます。

5 浜松市障害者施策推進協議会

(1) 浜松市障害者施策推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、同条第1項の審議会その他の合議制の機関として設置する浜松市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(委員)

第2条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者又は障害者の福祉若しくは医療に関する事業に従事する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日浜松市条例第30号抄）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に第3条から第5条まで、第7条、第9条、第10条及び第12条から第25条までの規定による改正前の(中略)、浜松市障害者施策推進協議会条例、(中略)(以下これらを「旧条例」という。)の規定により在職する附属機関の委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、第3条から第5条まで、第7条、第9条、第10条及び第12条から第25条までの規定による改正後の(中略)、浜松市障害者施策推進協議会条例、(中略)の規定は適用せず、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成21年3月24日浜松市条例第31号抄)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月29日浜松市条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(平成24年5月21日)又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成31年3月15日浜松市条例第21号抄)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条から第7条まで、第9条から第21条まで、第23条、第25条及び第27条から第36条までの規定による改正後の浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第7条第1項、浜松市防災会議条例第2条第7項、浜松市外国人市民共生審議会条例第3条第3項、浜松市行政区画等審議会条例第3条第3項、浜松市入札監視委員会条例第3条第3項、浜松市スポーツ推進審議会条例第6条第1項、浜松市立図書館協議会条例第2条第3項、浜松市人権施策推進審議会条例第3条第3項、浜松市障害者施策推進協議会条例第2条第3項、浜松市精神保健福祉審議会条例第2条第3項、浜松市保健医療審議会条例第2条第3項、浜松市母子保健推進会議条例第2条第3項、浜松市感染症診査協議会条例第2条第2項、浜松市労働教育協議会条例第5条、浜松市大規模小売店舗立地審議会条例第3条第3項、浜松市都市計画審議会条例第2条第3項、浜松市土地利用審査会条例第2条第2項、浜松市開発審査会条例第2条第2項、浜松市景観審議会条例第3条第3項、浜松市建築審査会条例第2条第2項、浜松市行政不服審査条例第2条第4項、浜松市市民協働推進条例第14条第1項、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条第4項及び第19条第4項、浜松市歯科口腔保健推進条例第11条第4項、浜松市環境基本条例第24条、浜松市環境影響評価条例第58条第4項、浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例第15条第3項、浜松市中央卸売市場業務条例第80条第3項及び第80条の2第3項、浜松市地方卸売市場業務条例第40条の2第3項、浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条、浜松市営住宅条例第47条第3項並びに浜松市社会教育委員条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に選任され、又は任命され、若しくは委嘱される区協議会委員又は委員の任期について適用し、同日前に選任され、又は任命され、若しくは委嘱された区協議会委員又は委員の任期については、なお従前の例による。

(2) 浜松市障害者施策推進協議会の委員

【委員】

(敬称略/役職・五十音順)

役 職	団 体 名
会 長	聖隷クリストファー大学
職務代理人	NPO 法人浜松地区精神保健福祉会明生会
	NPO 法人浜松市身体障害者福祉協議会
	NPO 法人浜松地区肢体不自由児親の会
	浜松市浜松手をつなぐ育成会
	浜松市民生委員児童委員協議会
	浜松公共職業安定所
	一般社団法人浜松市薬剤師会
	一般社団法人浜松市医師会
	一般社団法人浜松市歯科医師会

任期：令和2年5月11日から令和5年5月10日まで

6 障がい福祉に関するアンケート調査

(1) 目的

障がいのある人の生活実態や障害福祉サービスの利用状況、今後の意向を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

(2) 実施概要

浜松市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している人、障害福祉サービスや児童通所サービスの支給決定を受けている人やその家族にアンケート調査にご協力いただきました。

項目	内容
調査時期	令和元（2020）年12月6日（金）～12月23日（月）
調査対象	18歳以上の障がいのある人 1,500人 18歳未満の障がいのある人 1,000人 合計2,500人を無作為抽出
調査方法	郵送配布、郵送回収
有効回収数	18歳以上の障がいのある人 834人（回収率55.6%） 18歳未満の障がいのある人 520人（回収率52.0%） 合計 1,354人（回収率54.2%）

7 パブリック・コメント

(1) 目的

この計画の案の公表、ご意見の募集、市の考え方の公表等により、より一層の市民参加を進め、行政運営の透明性の向上を図るとともに、公平・公正で、開かれた市政の実現を目指すために実施しました。

(2) 実施概要

項目	内容
実施時期	令和2年11月24日から令和2年12月25日まで
意見提出者数	4人・18団体
意見数	85件（提案22件、要望32件、質問30件 その他1件）
意見の反映状況	案の修正16件、今後の参考39件、盛り込み済7件、その他23件

※パブリック・コメントの結果は、市ホームページで閲覧できます。

第6期浜松市障がい福祉実施計画・第2期浜松市障がい児福祉実施計画

令和3（2021）年3月発行

発行者：浜松市

編集：健康福祉部 障害保健福祉課

〒430-8652

浜松市中区元城町 103 番地の 2

TEL (053)457-2863

FAX (053)457-2630

URL：<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>
